

# 社会福祉事業を行う方に対する自動車税 の減免について

R8.4 広島県

身体障害者、精神障害者又は老人のために社会福祉事業を行う方が所有する自動車のうち、減免要件を満たすものについては、申請により自動車税を全額減免します。

## 1 減免要件

次に掲げる社会福祉事業を行う者が所有し、入所者又は通所者の送迎、入所者又は通所者に対する供給物品の輸送及び原材料又は製品輸送の用、もしくは在宅の社会福祉事業対象者に対する在宅福祉サービスの用に供されるもの等の用途に50%以上使用されていること。

なお、法外事業の「小規模作業所」を設置又は運営する者が所有する自動車については、上記使用要件のほか、自動車検査証の「使用者又は名称」の欄が当該小規模作業所の名称となっており、自動車の車体に小規模作業所の名称が表示されていること。

《減免対象となる社会福祉事業（事業名を○印で表記しています。）》

### 【第一種社会福祉事業】

a 社会福祉法 第2条第2項第2号該当事業	○障害児入所施設経営事業（児童福祉法第42条）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉型障害児入所施設経営事業（児童福祉法第42条第1号）</li> <li>・ 医療型障害児入所施設経営事業（児童福祉法第42条第2号）</li> </ul>
	○児童心理治療施設経営事業（児童福祉法第43条の2）
b 社会福祉法 第2条第2項第3号該当事業	○養護老人ホーム経営事業（老人福祉法第20条の4）
	○特別養護老人ホーム経営事業（老人福祉法第20条の5）
	○軽費老人ホーム経営事業（老人福祉法第20条の6）
c 社会福祉法 第2条第2項第4号該当事業	○障害者支援施設経営事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第11項）

### 【第二種社会福祉事業】

d 社会福祉法 第2条第3項第2号該当事業	○障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項）</li> <li>・ 医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項）</li> <li>・ 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）</li> </ul>	
	○障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2の2第7項）	
	○障害児相対支援事業（児童福祉法第6条の2の2第7項）	
e 社会福祉法 第2条第3項第4号該当事業	○老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）	
	○老人デイサービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）	
	○老人短期入所事業（老人福祉法第5条の2第4項）	
	○小規模多機能型居宅介護事業（老人福祉法第5条の2第5項）	
	○認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項）	
	○老人デイサービスセンター経営事業（老人福祉法第20条の2の2）	
	○老人短期入所施設経営事業（老人福祉法第20条の3）	
	○老人福祉センター経営事業（老人福祉法第20条の7）	
f 社会福祉法 第2条第3項第4号の2該当事業	○障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第1項）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（障害者総合支援法第5条第2項）</li> <li>・ 重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第3項）</li> <li>・ 同行援護（障害者総合支援法第5条第4項）</li> <li>・ 行動援護（障害者総合支援法第5条第5項）</li> <li>・ 療養介護（障害者総合支援法第5条第6項）</li> <li>・ 生活介護（障害者総合支援法第5条第7項）</li> <li>・ 短期入所（障害者総合支援法第5条第8項）</li> <li>・ 重度障害者等包括支援（障害者総合支援法第5条第9項）</li> <li>・ 自立訓練（障害者総合支援法第5条第12項）</li> <li>・ 就労移行支援（障害者総合支援法第5条第13項）</li> <li>・ 就労継続支援（障害者総合支援法第5条第14項）</li> <li>・ 就労定着支援（障害者総合支援法第5条第15項）</li> <li>・ 自立生活援助（障害者総合支援法第5条第16項）</li> <li>・ 共同生活援助（障害者総合支援法第5条第17項）</li> </ul>	
	○一般相談支援事業（障害者総合支援法第5条第18項）	
	○特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第18項）	
	○移動支援事業（障害者総合支援法第5条第26項）	
	○地域活動支援センター経営事業（障害者総合支援法第5条第27項）	
	○福祉ホーム経営事業（障害者総合支援法第5条第28項）	
	g 社会福祉法 第2条第3項第5号該当事業	○身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）
		○身体障害者福祉センター経営事業（身体障害者福祉法第31条）

### 【法外事業】

地方公共団体から運営費等の補助を受けている社会福祉法に基づかない心身障害者又は精神障害者が通所する「小規模作業所」を設置又は運営し、在宅障害者に共同作業の場を設けて仕事を与え、技能習得訓練や生活指導等を行う事業

## 2 必要書類

- (1) 減免申請書（記入例 参照）
- (2) 運行日誌（直近一か月分の写し。なお、自動車取得時の減免申請については、運行計画を申請書の「減免を受けようとする理由」欄に記入のこと。）
- (3) 定款、謄本又は寄付行為の写し（事業者が法人の場合）
- (4) 認可書、指定書（従たる事業所等の場合は運営規定）、委託契約書等又は受付印のある届出書の写し（法外事業者を除く。）
- (5) 自動車検査証（写し）又は「自動車検査証記録事項」（写し）
- (6) 自動車の車体に小規模作業所の名称が表示されている写真（法外事業者の場合に限る。）